

# 告示

## 埼玉県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
県営住宅及びこれに併設されている店舗並びに特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 庄司健吾	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日 まで
県営住宅、特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日